



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成28年9月1日
第247号

発行責任者 支部長 後藤 基文
編集責任者 副支部長 武山 卓史
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



今年、四年に一度のオリンピックイヤーです。日本時間の8月6日午前8時に南米初のリオオリンピックが、リオデジャネイロ市のマラカナン競技場で開会式を行い、開幕します。

過去のオリンピックで、みなさんの記憶に残るオリンピックはいつのオリンピックでしょうか?日本で行われた1964年の東京オリンピックでしょうか?私は残念ながら生まれていませんでした。私の一番記憶に残っているオリンピックは、1984年に行われたロサンゼルスオリンピックです。アメリカのカールルイスが、100m・200m・4×100mリレー・走り幅跳びで金メダルを獲得したのを今でも鮮明に覚えています。日本人では、怪我をしながら金メダルを獲得した柔道無差別級の山下泰裕、10点満点での金メダルの体操鉄棒の森末慎二などです。また、ファンファーレも耳に残っています。

今回のリオオリンピックでも、世界一流のアスリートによる素晴らしい競技を楽しみにしています。私の密かな注目選手は男子マラソンカンボジア代表の猫ひろしです。熱い戦いが続く17日間ですが、観戦する立場としては、寝不足に注意をして、選手同様体調管理に気を付けたいものです。

第1回の1896年アテネオリンピックをはじめとして過去のオリンピックの記憶を思い返し、また2020年東京オリンピック以降の未来のオリンピックを想像しながら、現在のリオオリンピックを楽しみたいと思います。

(橋部吉輝)

支部研修旅行 写真コンテスト



第一席 谷高範昭 会員
“秋芳洞の新緑”

昭和税務署幹部挨拶

着任のあいさつ

昭和税務署長 吉村 文男



この度の定期人事異動により、名古屋国税局調査部次長から昭和税務署長を拝命いたしました吉村でございます。昭和税務署は、平成17年7月から1年間総務課長として勤務して以来2度目の勤務となります。前任の高橋同様、よろしくお願ひいたします。

名古屋税理士会昭和支部の皆様には、平素からの税務行政に対する深いご理解と多大なご

協力に対して厚くお礼申し上げますとともに、深く敬意を表する次第であります。

さて、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様には不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。また、我が国では、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展する中、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しており、こうした中で引き続き国税庁の使命を果たしていくため、様々な取組を行っています。

e-Taxにつきましては、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、イメージデータによる提出を可能にするなど更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、国税庁はマイナンバー及び法人番号の利活用機関であるとともに法人番号の付番機関であることから、納税者の皆様の利便性を向上させ、また、課税・徴収事務が効率化し、より充実したものとなるよう、業務・システムの見直しを進めることとしています。

そして、このほかにも、社会・経済状況の変化に応じた国際的な租税回避への対応や税務に関するコーポレートガバナンスを充実させる自発的な取組を促進するなど、様々な取組を通じて、納税者の皆様には適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めております。

しかしながら、これらの取組を推進していくに当たっては、税のエキスパートとして工夫を凝らしたセミナーや税金相談会の開催、将来を担う子供達への租税教育をしていただくなど、多数の納税者の指導に当たっておられる皆様方のお力添えが必要不可欠であります。引き続き、これまで以上のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋税理士会昭和支部のますますのご発展と会員皆様方の一層のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

退任のあいさつ

前昭和税務署長 高橋 充宏



名古屋税理士会昭和支部の皆様には、昨年7月に署長として着任以来、一年間大変お世話になり、心から感謝申し上げます。

私は、この度の人事異動により、昭和税務署長を最後に公務を離れることになりました。

振り返りますと、昭和53年4月に名古屋国税局に採用され、名古屋北税務署に赴任して以来、十数回の異動で、総務・

調査・徴収事務など、様々な仕事を経験させていただきました。

その中でも最後の勤務地となりました昭和税務署の勤務は、私にとりまして大変有意義であったとともに、最後の年を昭和税務署で迎えられたことを大変光栄に感じております。

さて、名古屋税理士会昭和支部におかれましては、名古屋国税局管内でも有数の会員を擁し、支部長様をはじめ役員の皆様の卓越したリーダーシップの下、税理士会をリードする優れた活動を展開される中で、税務行政に対しても深いご理解と多大なご協力を賜りまして、大変ありがとうございました。

この一年間におきましても、税を考える週間にイオン八事店で「相続税・贈与税セミナー」と「税金相談会」を開催していただき、確定申告期におきましては、「無料税務相談所」及び「住宅借入金等特別控除に係る申告説明会」を開催していただきました。

更には、年間を通じまして、児童・生徒を対象とした「租税教室」において講師を務めていただきました。

また、支部役員の皆様方には、「書面添付協議会」などを通じて、活発な意見交換をさせていただき、「昭和税務連絡協議会」及び「昭和税務署管内租税教育推進協議会」などにおきましても、指導的役割を果たしていただきました。

様々なご協力・ご支援に対しまして、職員を代表して心からお礼申し上げます。

ところで、税務当局の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであります。その使命を達成すべく、職員全員が一丸となって取り組んでいるところではありますが、税のエキスパートとして多数の納税者の指導に当たっておられる税理士の皆様方のお力添えが必要不可欠であると考えておりますので、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、名古屋税理士会昭和支部のますますのご発展と会員の皆様のご健勝並びにご活躍を心から祈念いたしまして、私の退任のあいさつとさせていただきます。

一年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。



筆頭副署長

西澤 尚志

前年度に引き続き、総務及び管理運営、徴収を担当します西澤でございます。

当署は徴収担当をしておりました1年目を含め3年目となります。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

名古屋税理士会昭和支部の皆様におかれましては、納税者の方に対する適正申告及び期限内納付の御指導のほか、e-Taxの普及拡大や租税教室の開催など、円滑な税務行政のため様々な御理解とお力添えをいただいているところでございますが、今後もより一層の御理解・お力添えを賜りますようお願いいたします。

.....



副署長

芳賀 政志

前年度に引き続きまして、法人課税を担当いたします芳賀でございます。

本年度も、「適正・公平な課税の実現」に向け、適切な指導・調査を行う所存でございますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、書面添付制度の普及及び添付書類のイメージデータによる提出が可能になるなどe-Taxの利便性向上の周知に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



副署長

遠藤 由敬

沼津税務署からまいりました遠藤でございます。

個人・資産課税を担当いたします。

当署は初めての勤務となりますが、前任者同様よろしくお願いいたします。

皆様方には、これまで、e-Tax及び書面添付制度の更なる普及・定着、マイナンバー制度の円滑な導入・定着、確定申告に関する税務支援などあらゆる場面において、格別の御理解と御協力をいただいておりますが本年度もなお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



筆頭特別国税徴収官

濱中 紀彰

四日市税務署から参りました濱中でございます。

昭和税務署は初めての勤務となりますが、前任者同様よろしくお願いいたします。

「適正・公平な税務行政の推進」のため、厳正・的確な滞納整理に努めてまいりたいと考えております。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方におかれましては、引き続き、期限内納付及び滞納整理に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



筆頭特別国税調査官(個人)

小林 堅

当署の勤務は2年目となります小林でございます。

前年に引き続きよろしくお願いいたします。

主に所得税・消費税などの調査を担当させていただきますが、国税庁の任務でもあります「適正・公平な課税の実現」に向けて微力ながら精一杯取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



筆頭特別国税調査官(資産)

鈴木 延忠

浜松西税務署からまいりました鈴木でございます。

昭和税務署は2回目の勤務となります。前任者同様よろしくお願いいたします。

主に相続税などの調査を担当させていただきますが、「適正・公平な課税の実現」に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



筆頭特別国税調査官(法人)

藤吉 進一

岡崎税務署からまいりました藤吉でございます。

昭和税務署は初めての勤務となりますが、前任者同様よろしくお願いいたします。

主に法人税・消費税の調査を担当させていただきます。調査・指導を通じて「内国税の適正かつ公平な賦課の実現」に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



総務課長

小出 敦子

国税局個人課税課からまいりました小出でございます。

昭和税務署は、税大卒業後、初めての赴任地であり、久しぶりの勤務を非常に懐かしく思っております。前任者同様に、よろしくお願い致します。

名古屋税理士会昭和支部の先生方におかれましては、日頃から、書面添付制度、税を考える週間行事、確定申告事務等に大変ご協力をいただいております。引き続き、良好な関係を構築したいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

.....



管理運営第一部門統括国税徴収官

金原 康宏

昨年に引き続きお世話になることとなりました金原でございます。

昨年同様、よろしくお願い致します。

管理運営部門では、税務署の受付窓口を担当する部門として、親切・丁寧な対応を心がけ、納税者利便の向上に努めてまいります。

また、ICT化に向け、納税証明書のオンライン請求や、ダイレクト納付の利用拡大に取り組んでおりますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

.....



徴収第一部門統括国税徴収官

大西 伸弥

名古屋国税不服審判所からまいりました大西でございます。

昭和税務署の勤務は初めてとなりますが、前任者の白井同様、よろしくお願いいたします。

徴収部門では、特に消費税滞納の圧縮に努めるとともに、滞納の未然防止に積極的に取り組んでいるところでございます。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



個人課税第一部門統括国税調査官

杉 研志

当署2年目となります杉でございます。

昨年に引き続きましてよろしくお願い致します。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、昨年も記帳指導事務や確定申告事務等に大変ご協力を頂いておりますが、本年も引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

.....



資産課税第一部門統括国税調査官

石川 喜義

豊橋税務署からまいりました石川でございます。

昭和税務署での勤務は初めてとなりますが、前任の今原同様、よろしくお願いいたします。昨年11月から改正相続税法を適用した申告期限が順次到来し、相続税の申告件数が大幅に増加しております。これは一過性のもではなく、今後も継続していくことを意識し、内部事務の効率化に努め、適正・公平な課税の実現に向けて取り組んでまいります。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、「相続税の申告のためのチェックシート」の活用と書面添付など、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

.....



法人課税第一部門統括国税調査官

堀 善典

岐阜南税務署からまいりました堀でございます。

昭和税務署は10年ぶり2度目の勤務となりますが、前任者同様、よろしくお願いいたします。「書面添付制度」の署側の窓口を担当しますので、ご意見等ございましたら、遠慮なくご連絡下さい。

法人課税部門では、適切な指導・調査並びに源泉未納整理に力を入れて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

7月支部研修 (平成28年7月19日開催)

「海外出張・赴任にまつわる税務」

講師：三菱UFJリサーチ & コンサルティング
国際ビジネスコンサルティング室
藤井 恵氏



企業の海外進出が年々進んでいますが、中堅・中小企業においても、海外赴任をさせる機会が増えつつあります。今回は、海外赴任のときに「こんなことが困る」ということを中心にお話ししていただきました。

(給料の源泉所得税について)

・所得税法による居住者・非居住者の区分

非居住者とは・・・日本国籍があるかどうかではなく、1年以上の予定で日本を離れる場合、非居住者となる。通常、1年以上の予定で海外勤務する機会が多いが、この場合、赴任中は日本の

非居住者に該当する。

・所得税課税

居住者→全世界での所得に対して課税される。

非居住者→日本での所得に対してのみ課税される。

日本の本社が、1年以上海外で勤務している従業員に支払う給与(海外勤務中に支払われる、日本で支払う給与等)は、国内源泉徴収が非課税となる。海外での勤務に対して支払う給与については、勤務地国にて課税される。

・『海外で勤務している日本の役員』への報酬の日本での課税について

日本の本社が支払う『海外で勤務している日本の役員』への役員報酬は、20.42%の税率で国内源泉徴収する。このときに、日本での役員報酬は、「国内源泉所得」扱いであっても、勤務地国から見れば「自国で勤務していたことに対する対価」つまり、勤務地国においても「国内源泉所得」として取り扱われ課税される可能性は十分にあるため、滞在する国の制度をよく確認した方が良い。ただし当該役員が勤務地国で『使用人』として勤務している場合は、日本の国内源泉所得は非課税となる。

・海外勤務者に支払う給与等を日本の本社が負担した際の寄附金課税

現地法人に出向している社員の給与は、基本的には現地法人が負担するべきである。しかし、現実には現地法人が全額負担するのが難しいときもあり、現地法人に出向している社員の給与を日本の本社が負担する場合も多い。この場合には、日本の本社から現地法人への寄附金となることがある。そのため、なぜ日本の本社が負担しなければならないかの理由をはっきりしておく。

(例)「途上国などで給与水準が大きく違う場合、現地で払われる金額が日本の水準より低いため、日本の本社が一部負担する。」など。この場合には、日本と現地の負担割合を契約

書に記載しておく。ただし日本の本社と現地法人の負担割合については、「これなら良い」という割合は決まっていない。

・短期滞在者免税とは

日本の本社から給与が全額支給されている海外出張者について、下記の3つの条件を全て満たせば、現地では個人所得税の納税義務は発生しない。

1. 滞在日数が183日以内(日数は相手国により多少異なる)
2. 相手国(出張先国)居住者から報酬を受け取っていない。
3. 相手国(出張先国)にある恒久的施設が報酬を負担していない。

・短期滞在者(長期出張者)の滞在期間が183日を超える場合の源泉所得税

現地法人で183日を超えて働いている長期出張者の給与を、日本の本社がずっと負担している場合にも、日本の本社から現地法人に対しての寄附金となることがある。そのため、給与は全額日本の本社から出張者に支払い、その人件費相当額を日本の本社が現地法人から受取る方法があるが、この場合でも出張者の給与は現地で働いた対価となるため、滞在期間を183日以内に抑える方が良い。もし、183日を超える場合には、出張先国にて申告納税することになる。

・海外勤務者の給与と為替レートの関係

海外勤務者の給与を検討するうえで、常に問題となるのが為替レートの設定方法である。為替の変動により海外勤務者にとって不利に働くことがあれば、必ず不満が生じる。海外勤務者に納得感のある為替レートの決定方法として下記の3つがある。

1. 本人に為替レート決定方法を選択させる。
2. 本人に日本払いと現地払いの割合を決めさせる。
3. 海外勤務手当に為替差損を織り込む。

(海外赴任のときに知っておきたいこと)

・勤務地国のビザ申請について

海外赴任のときにはビザ申請を早めに行う方が良い。もし、ビザが取得できない場合には、予定している時期に赴任させられないこともあるため注意する。海外出張の際にも就労ビザを取得しないで出張を繰り返していると、いざというときにビザが発給されないこともある。そのため何度も海外出張するときにはビザを申請した方が良い。

・海外旅行保険について

海外での医療費は大変高額であるため、海外出張や海外赴任の際には、期間を半年や1年と決めて必ず旅行保険に入った方が良い。海外の医療費は1,000万円以上となることもよくある。勤務地国によっては医療保険制度で治療費を賄えないケースも多いため海外旅行保険で支払うことが多い。

・海外勤務中の住居選択に際して

物価が低い途上国であっても、日本人が居住する物件の家賃は日本より(大幅に)高い。部屋面積が広く、アパート内にプールやジムがあるようなマンションが超高級物件とは限らない、安全で快適に暮らすためには居住環境に関する費用は惜しんではならない。

・海外勤務中の介護保険料の取り扱い

介護保険料は住民票を除票した月から支払う必要はない。もし会社が間違えて介護保険料を給料から引いて支払い続けてしまった場合、2年分までは遡って返還の請求をすることができる。それ以上は返還の制度がないため注意する。

海外赴任時、出張時に注意する点について多岐にわたり教えていただきました。国ごとに条約が違うため、取扱いが異なるケースもあり、実務では赴任前に相手国の制度を十分調べるのが重要だと感じました。

(研修部 浅野 令子)



昭和7班

平川 剛紹

昭和支部の皆様、初めまして。千種支部より転入してまいりました平川剛紹と申します。

約3年前に税理士登録し、千種支部で開業しておりましたが、独立する前に勤務していた昭和区藤成通にある松井潤一税理士事務所に戻ってまいりました。

と言いますのも、松井潤一税理士事務所は相続税の申告業務の比率が高く、資産税の実務処理能力を身に着けるには、実務経験が一番の近道だと考えたからです。

ご存知のとおり相続税は税制改正で平成27年より基礎控除が下がり、申告件数が増加すると言われてまいりました。実際、名古屋市など都市部では持ち家があれば申告が必要ではないかと思えます。そこで何となく仕事が増えるのではと、軽く考えておりましたが、私の営業力ではそのような方々と知り合うことなく約2年経ちました。のんびりした性格の私でも流石に危機感を感じ、営業方法を考えようとしていたら、今回の松井からの誘いの話があり、戻ることに決めました。

また、税理士登録してから結婚し、本年4月に子供が生まれ、慣れない育児に奮闘中です。個人的に忙しいので定時に帰る私を許してくれる、所長の松井と同僚達に感謝の日々です。

こんな私ですので、諸先生方には何かとご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



瑞穂12班

土本 勇氣

この度、独立開業にあわせて名古屋中支部から昭和支部に入会いたしました土本勇氣と申します。

私はちょうど10年前に簿記を勉強し始めましたが、この世界にはいる前は大手小売業で勤めていました。その勤めていた会社はその頃から経営成績を著しく落としはじめ、先日ついに東京本丸までもが陥落してしまいました。

世の中の、経営の、経済の厳しさをまざまざと思い知らされ、今は漠然とした不安を希望に変えるべく、ただただ日々懸命に過ごしております。

趣味はインターネットカフェに行って2・3時間マッサージチェアにポーっと座りながら漫画をガラ〜と読んで無になることですが、開業した瑞穂区近辺にはインターネットカフェや漫画喫茶等がなく大変困っています。

そろそろ、まだ行ったことのない本物のマッサージ店にでも行こうかなとも思うのですが、年齢的にまだ早ような気がして、どうも二の足を踏んでしまいます。どなたか近場で無になれる穴場を教えてくださいませんか？

ご覧のとおり(顔写真や上記文章)の根暗人間ですが、人と話すのは好きなほうなので、今後の支部研修等には積極的に参加させていただき、少しでも貢献できるよう努力していく所存です。

とにかく歩みだしたばかりの未熟者ですので、お世話になることもあるかと思いますが、常に感謝の気持ちを持って、お客様に信頼される税理士を目指して日々精進してまいります。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本会報告



公益活動対策部の活動について

公益活動対策部 部長
岡部 豊生

公益活動対策部の所掌は、税理士制度の維持・発展のため、税理士の職能を活かした公益活動を積極的に推進し、国民から税理士に対するより一層の信頼をしていただくことです。

今年度、日本税理士会連合会の会則変更に伴い、名古屋税理士会においても会則が一部変更され、会則62条の3で、「本会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、本会が必要と認めた公益に資する活動に携わる会員の支援に関する施策を実施することができる。」と公益活動について明文化されました。また、公益活動に関する細則において、(1)地方公共団体及び非営利法人の外部監査制度 (2)地方公共団体監査委員制度 (3)地方独立行政法人監事制度 (4)登録政治資金監査人制度 (5)成年後見制度 (6)非営利法人(第1号に掲げる事項を除く)

(7)裁判外紛争解決手続(民事調停、家事調停を含む)に関する事項など、税理士会が認めた公益活動の内容について掲げられました。

さらに、行政不服審査法の改正により、審理員・第三者委員会の委員への登用や、社会福祉法の改正により、会計監査人・監事への登用も期待されています。

これらの公益活動に向けて、人材の育成と支援をするために各制度に関する研修会、さらに専門的な知識修得のための専門研究会(外部監査等専門研究会・成年後見専門研究会・非営利法人支援専門研究会)を開催するとともに、関係諸機関(地方公共団体・家庭裁判所など)への任用依頼を行っています。

また、名古屋税理士会成年後見支援センターでは、成年後見制度に精通した税理士が、税理士会員だけでなく一般の方からも成年後見制度について相談していただけるよう、電話相談(毎週木曜日、金曜日)、面談相談(毎週金曜日 事前予約制)を開催しています。10月22日(土)には、全国の税理士会成年後見支援センターで、「成年後見制度に係る全国一斉無料相談会」が実施されます。

税理士がその資格において、社会貢献していくことが、「国民からの信頼を確保する」ために必要であり、「税理士」という職業が社会から認められ、「必要とされる資格」として存続し続けるために重要であると信じています。

今後も会員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

座右の銘 ざゆうのめい

「座右の銘」とは、行動の戒めとするために日常的に心に留めておくための言葉です。

私の座右の銘は、「**継続は力なり**」です。税理士試験も、税理士の仕事も経験もまたダイエットも習い事も達成するのは簡単なことではありませんし、それを継続することはとても難しいです。初めのころの気持ちや決意を忘れて、「今日は休んでまた明日からがんばろう。」「これくらいいいかな。」と自分に負けてしまうことの繰り返しの毎日です。

私は、今年で税理士に登録して7年目、登録時に試験は合格したけれど税理士と名乗るには、経

験も知識も足りないのではないかと登録するうれしさよりも不安に思ったことをよく覚えています。これから知識、経験を増やしていこうと考えていた過去を今振り返ると、あっという間の6年間で、もっと頑張れたかなと思うこともあります。それでも、勤め先の先生、税理士の先輩、仲間にかけていただいて、仕事、役割をいただいて経験したことは自分の糧になっていると思います。

今回、この原稿依頼をいただいてあらためて自分を省みるいい機会をもてたと思います。「**継続は力なり**」を日常的に心に留めて、また明日から進んでいきたいと思っています！ (高瀬 直子)

同好会だより ソフトボール同好会

昭和支部ソフトボール同好会は、5月から秋の支部対抗ソフトボール大会にかけて活動しています。この大会に向けて月に3~4回程度練習しています。

練習は天白区の中原中学校にて、火曜日の18時30分から21時頃まで、ナイター施設を利用して行っています。昼間は暑い日が続きますが、夜は気持ちよく練習できます。練習内容は、キャッチボール、バッティング練習を行った後、紅白戦や他支部との練習試合を行います。デスクワークの多い税理士にとっては、日頃の運動不足解消、ストレス発散のいい機会です。年齢層も若手~70代後半まで幅広く、ソフトボールを通じて親睦を深めています。

また、夏休み期間等は親子での参加もOKです。優しくおせっかいなおジサン・オバサンが楽しくお相手してくれますよ。日本生命の社会人野球経験者がコーチに来場することもあり、指導を受ける機会も。元ドラフト候補の打球は一見の価値有ります！

かつては輝かしい常勝軍団・昭和支部でした



▲夏休みは家族も参加OKです

鬼コーチによる千本？ノック▶



昭和支部チームの選手の面々です

が、寄る年波には勝てず高齢化の波が押し寄せてきています。あたかも税理士会員の人口ピラミッドの縮図のようで、平均年齢がグッと上がり若者不足となってきました。以前は、身内からのヤジに耐えながら(笑)、優勝目指して全力プレーでしたが、雰囲気が変わってきました。とにかく優勝！気合だっ！気合だっ！気合だっ！というアニマル浜口スタイルではなく、和気藹々と楽しく怪我の無いようにプレーするようになり、敷居はグッと下がりました。いつでも気軽に遊びに来て下さい。

さて、今年の支部対抗ソフトボール大会は、10月15日(土)(予備日は11月3日)に各務原市総合運動公園にて開催されます。選手も応援団も大募集しています。

熱すぎない昭和支部、ハードルは決して高くありません。あまり野球やソフトボールの経験が無い方でも結構です。年齢、性別は問いませんので、一緒に汗をかいてみませんか？

求人票

※給与はありません!

■応募先

今枝清または後藤和久まで(傷害保険の手続きのため9月30日までにご連絡ください)

仕事内容	ソフトボールの選手
勤務期間	5月~11月頃
勤務地	原中学校、各務原市総合運動公園
応募資格	年齢、性別不問 ・運動不足を解消したい人 ・会員間の親睦を深めたい人 ・楽しくソフトボールをしたい人 ・支部の窮地を救いたい人 ・ソフトボールに復帰したい人 ☆未経験者さん、経験者さん大歓迎です☆

仕事内容	ソフトボールの応援
勤務期間	10月15日(土) (予備日は11月3日)
勤務地	各務原市総合運動公園
応募資格	年齢、性別不問 ・選手の応援をしたい人 ・大声を出したい人 ・ヤジを飛ばしたい人 ・美味しい弁当を食べたい人 ・青空の下ビールを飲みたい人 ☆家族での参加も歓迎します☆

平成28年度 支部研修旅行写真コンテスト結果報告



第一席 谷高会員が表彰式欠席のため藤井厚生担当副支部長が代理で受賞

平成28年7月14日(木)16:00より昭和支部事務局にて上記写真コンテストの厳正なる審査を行いました。今回の研修旅行は日本屈指の大鍾乳洞秋芳洞・昨年大河ドラマ『花燃ゆ』の舞台となった萩・津和野・国宝瑠璃光寺と景勝地が多かったこともあり、力作揃いの中、上位5作品が選出され、7月19日(火)ルブラ王山において開催された夏季懇話会において支部会員の投票を加えた結果、第一席谷高範昭会員の「秋芳洞の新緑」をはじめ、以下のように決定しました。

表彰は夏季懇話会の席上において行われました。

入賞作品を本支部報にてご紹介させていただきます。今回素晴らしい作品を多数ご提供いただいた会員の皆様には厚く御礼させていただきますとともに、次回の旅行でもカメラを持参し、思い出の作品を是非ともご出展いただきたいと思います。

また広報部では、支部報に掲載する写真も随時募集しております。旅先での絶景、日常の風景など皆様からの作品をお待ちしております。



第二席 杉野会員



- 第一席 谷高 範昭 会員
「秋芳洞の新緑」
- 第二席 杉野 嘉則 会員
「これぞ秋芳洞」
- 第三席 三品 智 会員
「願いをこめて」
- 昭和支部長賞 中川喜久雄 準会員
「津和野の鷺舞」
- 佳作 米澤 健 会員
「瑠璃光寺五重塔」

【7月の月例集会】

平成28年7月19日(火) 17時10分より ルブラ王山

(昭和税務署より連絡事項)

1. 平成28年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税について[管理運営部門]
2. 申告書等の提出窓口について[総務課]

(支部より連絡事項)

- 会計部：支部会費収納状況
 研修部：今後の研修会について
 厚生部：支部日帰り研修旅行について
 制度部：税制改正に関する意見書提出依頼について
 総務部：今後の予定について

支部からのお知らせ

・9月月例集会及び研修会のご案内

平成28年9月9日(金) 天白文化小劇場

月例集会：13時30分より

研 修 会：14時30分より

「組織再編税制と租税回避（ヤフー事件関連の判決を中心に）」

講師 明治大学教授 水野忠恒氏

・10月月例集会及び研修会のご案内

平成28年10月14日(金) 天白文化小劇場

月例集会：13時30分より

研 修 会：14時30分より

「創業支援について」

講師 中小機構中部本部経営支援課

地域支援ネットコーディネーター

伊藤慎吾氏

・特別研修会のご案内

平成28年9月3日(土) 13時30分～16時30分

愛知県産業労働センター(ウインクあいち)

1201号室

「平成28年度消費税改正～日本型インボイス制度と高額特定資産の特例制度の創設・国際電子取引の改正とポイントチェック」

講師 税理士 熊王征秀氏

・夜間研修会のご案内

平成28年10月19日(水) 18時30分～20時30分

愛知県産業労働センター(ウインクあいち)

1101号室

「資本主義の終焉と歴史の危機」

講師 法政大学教授 水野和夫氏

訃 報



藤井 治良 会員

天白7班

平成28年6月13日ご逝去 享年88才
昭和45年2月24日 税理士登録

谷高 佐一 会員

昭和9班

平成28年7月2日ご逝去 享年90才
昭和42年2月23日 税理士登録

編集後記

部会(8月8日)の前日は高校野球の開会式、その前日はリオオリンピックの開会式とスポーツイベントが満載ですが、この支部報がお手元に届くころにはすべての結果が出ているんですね。水泳は萩野選手の金メダルでスタートしこの先の競技が楽しみです。

それはそうと気がつけば平成28年も3分の2が過ぎ、ついこの間確定申告が終わりヤレヤレと思っていたのに、うっかりしていたら年末調整からの繁忙期に突入しそうです(泣)時間が過ぎるのが早く感じるようになったのは、年齢のせいでしょうか…

(上原 久子)

支部研修旅行写真コンテスト



第二席 杉野嘉則 会員
“これぞ秋芳洞”



第三席 三品智 会員
“願いをこめて”



昭和支部長賞 中川喜久雄 会員
“津初野の鷺舞”



佳作 米澤健 会員
“瑠璃光寺五重塔”